

平成 28 年度第 1 回南丹市男女共同参画社会推進委員会（会議録）

日 時	平成 28 年 6 月 30 日（木）午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
場 所	南丹市役所 3 号庁舎 2 階第 4 会議室
出席者	（順不同敬称略） 【委 員】 大坪洋子 松村美由貴 大嶋久美子 西岡恭子 芦田哲夫 福山明子岡島賢峰 矢野茂世 芦田美子 北村友子 【事務局】 市民福祉部 弓削部長 人権政策課 平井課長 中澤係長
欠席者	4 名
傍聴者	なし

1. 開会

事務局	<p>ただいまより、平成 28 年度第 1 回南丹市男女共同参画社会推進委員会を始めさせていただきます。</p> <p>各団体からお世話いただいている委員様で、今年度から新たにお世話になる委員様もいらっしゃいますので、重複した資料配布、説明もさせていただく部分もあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず開会にあたりまして委員長からごあいさつよろしくお願ひいたします。</p>
-----	--

2. あいさつ

委員長	<p>こんにちは。今までの流れの中で今日を迎えています。新しい委員さんもいらっしゃいますが、わからないところがあれば、気兼ねなく質問していただければと思います。行動計画のヒアリングシートで役所の中の動きなどもみていただくことができますと思います。女性活躍推進法は行動計画を策定するとなっています。301 人以上の企業については義務付けられています。まずは役所からということになるかと思いますが。</p> <p>男女共同参画というのは、日常的な取り組みが大事だと思います。一年間の取りまとめた結果なども聞きながら、今日は進めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>4 月から市民福祉部長としてお世話になっております、弓削部長からごあいさつ申し上げます。</p>
部長	<p>みなさんこんにちは。4 月から市民福祉部長としてお世話になっております、弓削と申します。お世話になります。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日、みなさまそれぞれ大変お忙しい中、本委員会にご出席いただき大変あ</p>

	<p>りがとうございます。また、平素は南丹市のまちづくりにご理解とご協力を賜りありがとうございます。また、男女共同参画につきましては、それぞれのお立場からご協力を賜っておりますことに重ねて感謝申し上げます。</p> <p>今も委員長からありましたように、昨年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律「女性活躍推進法」が成立いたしましたして、国、地方公共団体、民間事業者等に、一定行うべきことが定められたところでございます。具体的には、女性の活躍推進に向けました、数値目標を含んだ行動計画の策定や公表があります。南丹市におきましては以前から策定しておりました、南丹市特定事業主行動計画を4月に改定いたしましたして、全職員がいきいきと能力を發揮して働ける職場環境となりますように進めているところでございます。また、現在国におきましては、地方創生の取り組みといたしまして、少子化対策、地域活性化の取り組みが全国的に進められております。南丹市におきましても、地域創生戦略を作成いたしましたして、4つの柱を中心に取り組みを進めております。仕事の創出、南丹市への人の流れの増幅、誰もが安心して暮らせる地域づくり、若い世代の夢の実現、この4つの柱で進めているところでございます。</p> <p>若い世代の夢の実現については、安心して子供を産んで育てられる環境を作るという事が、大変重要になっております。働く職場も含めました女性の活躍、男女共同参画、地域づくりが大変重要になっているところでございます。みなさまには、南丹市において、男女が性別に関わらずお互い尊重し合って、いきいきと暮らせる地域を作っていくために、今後も引き続き大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>4名の欠席の委員様がありますが、過半数以上ですので進めさせていただきます。配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>新しい委員様もいらっしゃいますので、自己紹介をお願いいたします。</p>

委員、事務局、自己紹介

3. 女性活躍推進法に係る委員会の位置づけについて

議長	<p>それでは、女性活躍推進法に係る委員会の位置づけについて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>女性活躍推進法に係る委員会の位置づけについてご説明をさせていただきます。</p> <p>昨年8月に制定されました。この法律は、職業生活においてすべての女性が個性と能力を十分に發揮することが、豊かで活力のある社会を実現していく上で重要であるとされています。</p>

	<p>その中で、国や地方公共団体も含め、301人以上の民間事業主に対し、女性の職業生活における活躍の推進に向けた、女性採用比率や女性管理職の比率など具体的な数値目標を盛り込んだ行動計画を策定し、またその分析を公表することが義務付けられています。南丹市におきましても「南丹市特定事業主行動計画」の中に組み込んだ形で策定いたしました。「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」として、取り組みや数値目標をあげ進めております。そして、この法律の中で「女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置」といたしまして、一つ目に「国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととし、地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。」二つ目に「地域において、女性活躍推進に係る取り組みに関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）」とあります。</p> <p>そこで、この「南丹市男女共同参画社会推進委員会」を「協議会」として位置づけをさせていただきたくご提案させていただきます。</p> <p>具体的には「行動計画」の数値目標や、女性活躍推進に係る取り組みの内容などにつきまして、ご協議、ご意見等いただければと思っております。</p> <p>ご協議どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	この委員会で兼ねるという提案がありましたが、委員のみなさんいかがですか。
事務局	行動計画の内容につきまして確認し協議していただく場として任意ではありますが協議会を組織することができるとなっております。この男女共同参画推進委員会がありますので、本日ご確認いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
委員	女性活躍推進法も男女共同参画の一端でもあるので、推進委員会を協議会として位置づけてもいいかと思えます。企業関係はどうなってますか？
事務局	事業主行動計画の策定につきましては、300人以上雇用している企業は必須となっております。南丹市におきましては、300人以上の企業はありませんが、300人以下だから何もしなくてよいわけではないので、どのような形で啓発していくのがいいのか、調整しながら行っていきたいと考えております。
議長	推進委員会イコール協議会という形になれば、協議会として、300人以下の企業に対して啓発できるのでは。推進委員会を協議会として位置づける事にどうですか。
委員	賛成です。啓発等の企業先も協議会で検討していけると思えます。残業についても行政含め学校関係もかなり遅くまで残業されていると聞きます。所属長を含め浸透していくことが大事だと思います。民間企業も含め協議していければいいと思います。

議長	意識を持っていただくことが大事だと思います。推進委員会を協議会として位置づけるという事で、みなさんよろしいでしょうか。
委員	賛成。

4. 南丹市男女共同参画行動計画ヒアリング結果について

議長	南丹市男女共同参画行動計画ヒアリング結果について事務局からお願いします。
事務局	南丹市男女共同参画行動計画については、毎年各課で現状の把握、課題等を確認いただいています。本日の会議の後、庁内委員会で確認いただき各課に調査を依頼いたします。内容につきましては、まだまだ不十分な点は多々あると思います。ただ毎年所管課に確認をすることにより、それぞれが意識することも大切かと考えております。
議長	実施状況等の内容について具体的に示し取り組みを進めていただきたい。

5. その他

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「人口減少社会における持続可能な地域モデルの構築に関する研究」 佛教大学社会学部准教授 大東貢生 ・京都府女性の船に南丹市から3名参加。 ・「キラリなんたん」について。
-----	--

6. 閉会

あいさつ	みなさまお忙しい中、ありがとうございました。
------	------------------------